

# 地球規模課題対応 国際科学技術協カプログラム (SATREPS) 平成26年度 公募について



レップスくん

独立行政法人科学技術振興機構  
地球規模課題国際協力室

2013.9.18 於JST東京本部

■プログラムの概要

■平成26年度公募の概要

■応募方法について

# プログラムの概要

# プログラムの趣旨

## 「ODAとの連携を通じた科学技術外交の強化」



### 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

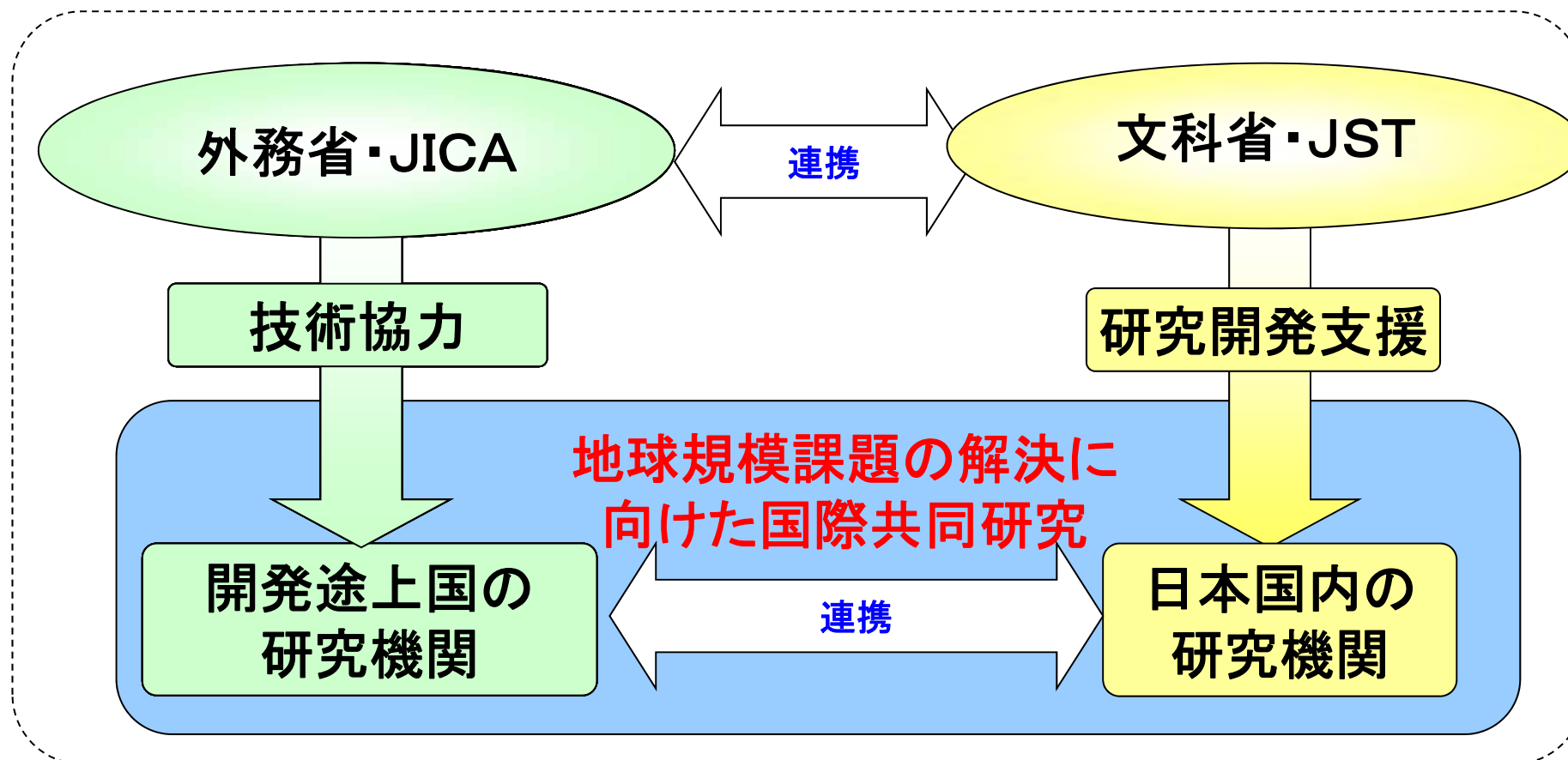
#### 【目的】

開発途上国のニーズを基に、地球規模課題を対象とし、将来的な社会実装\*の構想を有する国際共同研究を政府開発援助（ODA）と連携して推進し、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術を獲得し、これらを通じたイノベーションの創出を行う。また国際共同研究を通じて開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図る。

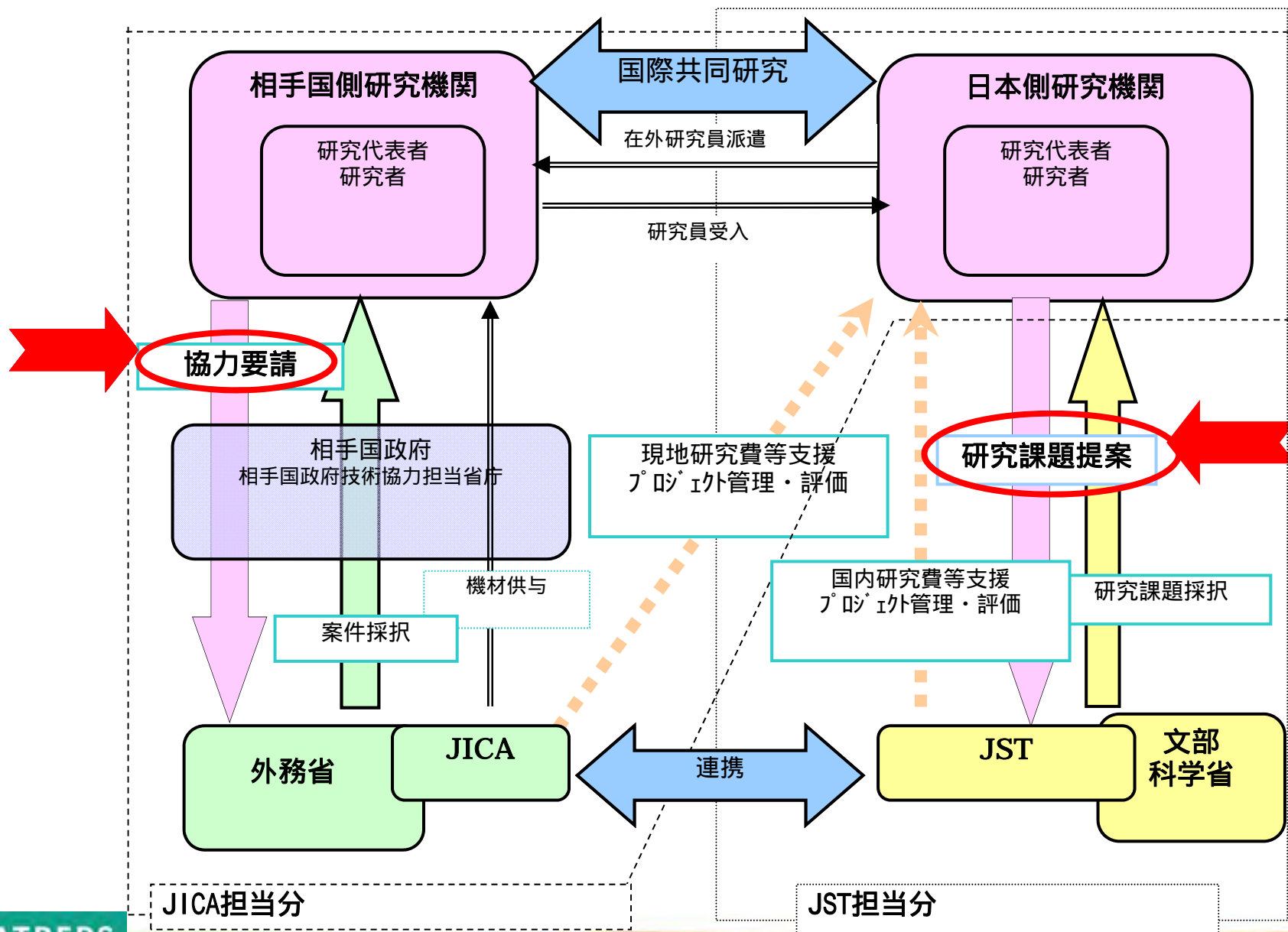
\*具体的な研究成果の社会還元。研究の結果得られた新たな知見や技術が、将来製品化され市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されることにより社会や経済に便益をもたらすこと。

# プログラムの趣旨

JSTと独立行政法人国際協力機構（JICA）が連携して、地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進



# プログラムの実施体制



# プログラムの主な流れ

## JICA 技術協力プロジェクトの枠組み

## JST競争的研究資金の枠組み



# 国際共同研究実施に向けての準備

国際共同研究を実施するにあたって、  
下記2つの文書が署名されることが必要となります。

■ 相手国研究実施機関等とJICAとの間での、技術協力プロジェクトの実施内容の合意のための、  
討議議事録R/D [Record of Discussions]

■ 研究機関(当事者)間で共同研究に関わる  
合意文書MOU [Memorandum of Understanding]



## 国際共同研究実施に向けての準備

ただし、最終的に相手国の状況等によってはR/Dの署名が不可能となることがあります。 **R/D署名が不可能となる場合は、条件付採択決定後であっても、不可能であることが判明した時点で、研究中止となります。**

また、R/Dの交渉等に時間を要し、**採択年度末（平成27年3月末）までにR/Dの署名がされておらず近日中に署名される見込みのない場合も、研究中止となります。**

# 平成26年度公募の概要

# はじめに

この公募は平成26年度予算に基づいて推進される課題を募るものですが、本プログラムはODAとの連携事業であり、相手国機関との調整にも時間を要することから、課題採択後のすみやかな研究開始を可能とするために、予算成立に先だって募集を実施しております。

したがって、予算成立の内容に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

公募・選考に関する最新情報については、下記ホームページに掲載しますので、適宜、ご参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

# 分野・研究領域

分野 (研究領域)	研究期間	JSTからの 委託研究費※
環境・エネルギー分野 ①「地球規模の環境課題の解決に資 する研究」(環境領域)	3～5年	年間36百万円程度 【間接経費を含む】  (5年計画であれば 総額1.8億円程度)
環境・エネルギー分野 ②「低炭素社会の実現に向けた高度エ ネルギーシステムに関する研究」 (低炭素エネルギー領域)		
生物資源分野 ③「生物資源の持続可能な生産・利用 に資する研究」		
防災分野 ④「開発途上国のニーズを踏まえた 防災に関する研究」		
感染症分野 ⑤「開発途上国のニーズを踏まえた 感染症対策研究」		

予算概算要求段階の委託研究費であり、厳しい財政状況の中、委託研究費の額は変更されることがあります。

# 平成26年度公募要領の主な変更のポイント (1/4)

## 1. 研究分野・領域について

### (1) 5. 研究課題を募集する分野と研究領域 (1)

環境・エネルギー分野 ② 研究領域2

「低炭素社会の実現に向けた高度エネルギーシステムに関する研究」と研究領域名を変更し、記載内容を変更。

(15 ページ)

### (2) 5. 研究課題を募集する分野と研究領域 (3)

防災 分野 ④ 研究領域

「開発途上国のニーズを踏まえた防災に関する研究」と研究領域名を変更。

(17 ページ)

## 平成26年度公募要領の主な変更のポイント (2/4)

### 1. 研究分野・領域について

- (3) 5. 研究課題を募集する分野と研究領域 (4)  
感染症分野の記載内容を変更。  
(18 ページ)

注意：今年度からは『境界領域』としての募集は行いませんので、融合的で複数の研究領域にまたがる提案については、最も関係の深い研究領域を一つ選び、ご提案ください。

# 平成26年度公募要領の主な変更のポイント (3/4)

## 2. 対象となる国(共同研究相手国)(63 ページ)

(1) 前回の対象国リストからエジプトおよび中央アフリカを削除。

(2) 地域区分を変更。

## 平成26年度公募要領の主な変更のポイント (4/4)

### 3. その他

- (1)採択された研究代表者等の責務等に関して、「確認文書の提出」「研究倫理教材の履修義務」など、研究倫理に関する本プログラムでの取り扱いを記載。  
(23 ページ)



# 対象となる相手国と相手国研究機関

## 対象となる相手国

公募要領63ページをご覧ください。

(計133カ国: アジア17カ国、中東8カ国、アフリカ48カ国、北・中南米30カ国、欧州16カ国、大洋州14カ国)

注1)今年度よりエジプトおよび中央アフリカを対象から削除。

注2)前回までの地域分けから変更になっています。

## 相手国研究機関

公共性のある活動を行っている大学、研究機関等  
(ただし軍事関係を除く)

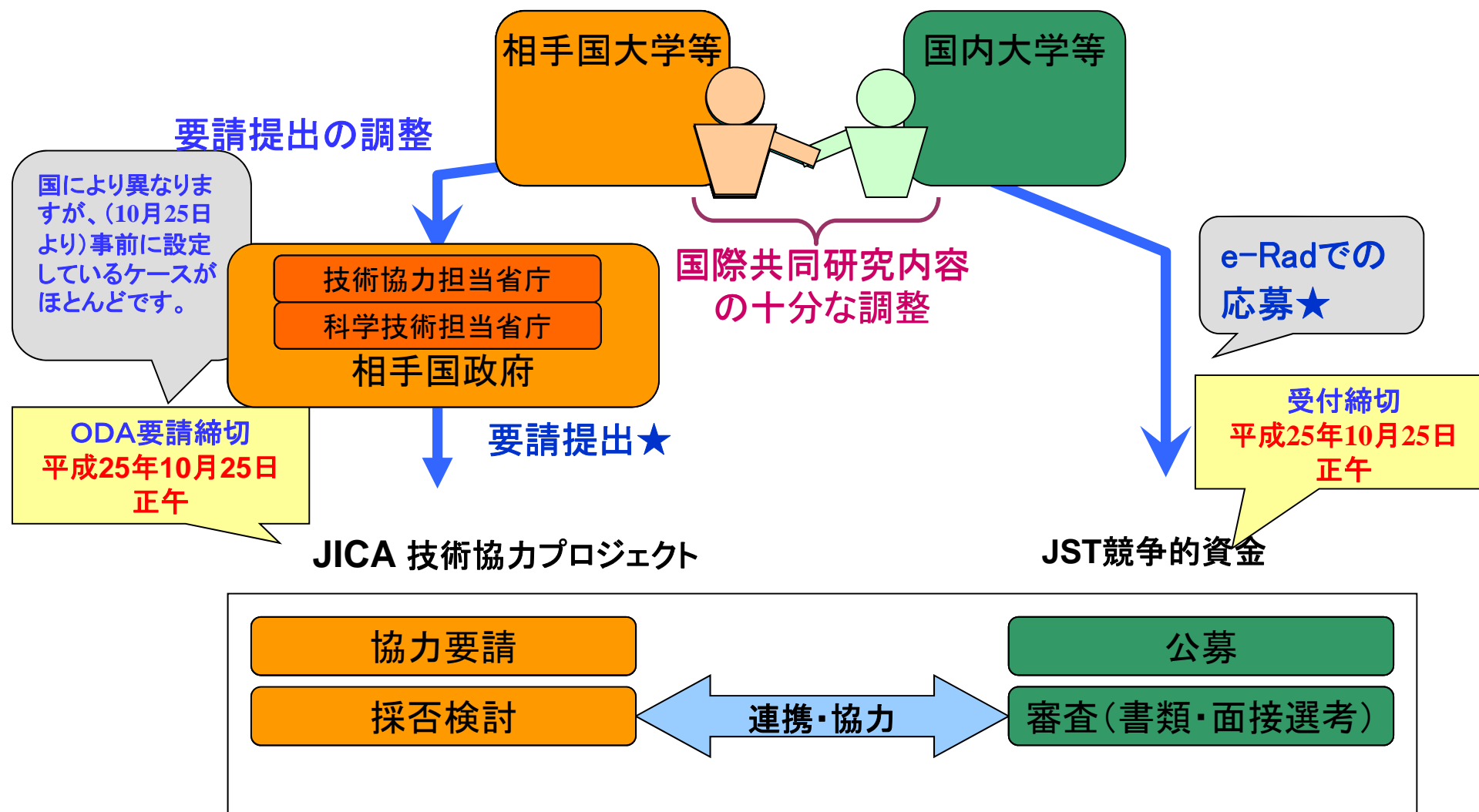
## 対象となる相手国と相手国研究機関

No.	地域	国名等
1	アジア	インド
2		インドネシア
3		カンボジア
4		スリランカ
5		タイ
6		ネパール
7		パキスタン
8		バングラデシュ
9		東ティモール
10		フィリピン
11		ブータン
12		ベトナム
13		マレーシア
14		ミャンマー
15		モルディブ
16		モンゴル
17		ラオス
18	中東	アフガニスタン
19		イエメン
20		イラク
21		イラン
22		トルコ
23		パレスチナ
24		ヨルダン
25		レバノン
26	欧州	アゼルバイジャン
27		アルメニア
28		アルバニア
29		ウクライナ
30		ウズベキスタン
31		カザフスタン
32		キルギス
33		グルジア
34		コソボ共和国
35		タジキスタン
36		トルクメニスタン
37		セルビア
38		ボスニア・ヘルツェゴビナ
39		マケドニア
40		モルドバ
41		モンテネグロ

No.	地域	国名等
42	アフリカ	アンゴラ
43		アルジェリア
44		ウガンダ
45		エチオピア
46		エリトリア
47		カーナ
48		カーボヴェルデ
49		ガボン
50		カメルーン
51		ガンビア
52		ギニア
53		ケニア
54		コートジボワール
55		コモロ
56		コンゴ共和国
57		コンゴ民主共和国
58		サントメ・プリンシペ
59		ザンビア
60		シエラレオネ
61		シブチ
62		シンバブエ
63		スーダン
64		スワジランド
65		セーシェル
66		赤道ギニア
67		セネガル
68		タンザニア
69		チャド
70		チュニジア
71		トーゴ
72		ナイジェリア
73		ナミビア
74		ニジェール
75		ブルキナファソ
76		ブルンジ
77		ベナン
78		ボツワナ
79		マラウイ
80		南アフリカ共和国
81	南スーダン	
82	モーリシャス	
83	モーリタニア	
84	モザンビーク	
85	モロッコ	
86	リベリア	
87	リビア	
88	ルワンダ	
89	レソト	

No.	地域	国名等
90	北・中南米	アルゼンチン
91		アンティグア・バブータ
92		ウルグアイ
93		エクアドル
94		エルサルバドル
95		ガイアナ
96		キューバ
97		グアテマラ
98		グレナダ
99		コスタリカ
100		コロンビア
101		ジャマイカ
102		スリナム
103		セントクリストファー・ネービス
104		セントビンセント
105		セントルシア
106		チリ
107		ドミニカ
108		ドミニカ共和国
109	ニカラグア	
110	ハイチ	
111	パナマ	
112	パラグアイ	
113	ブラジル	
114	ペルー	
115	ペルー	
116	ペルー	
117	ボリビア	
118	ホンジュラス	
119	メキシコ	
120	大洋州	キリバス
121		クック諸島
122		サモア
123		ソロモン諸島
124		ツバル
125		トンガ
126		ナウル
127		ニウエ
128		バヌアツ
129		バプアニューギニア
130		パラオ
131		フィジー
132		マーシャル
133		ミクロネシア

# 公募から採択決定までの流れ



## 研究提案にあたってのご注意

★研究提案は「府省共通研究管理システム：  
e-Rad」より行って下さい。

★相手国政府より技術協カプロジェクトの協力要請の提出が必要です。(協力要請の外務省(本省)到着締め切りは日本時間平成25年10月25日正午を予定しておりますが、通常相手国政府ではこの締切日より前に締切を設定していますので留意ください。)

★日本側の研究代表者の所属機関の機関長からの承諾書を提出いただきます。(提案書類 様式8)

\* 所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

承諾書を含めた必要な全様式、および協力要請の提出がなされていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。

# 研究期間

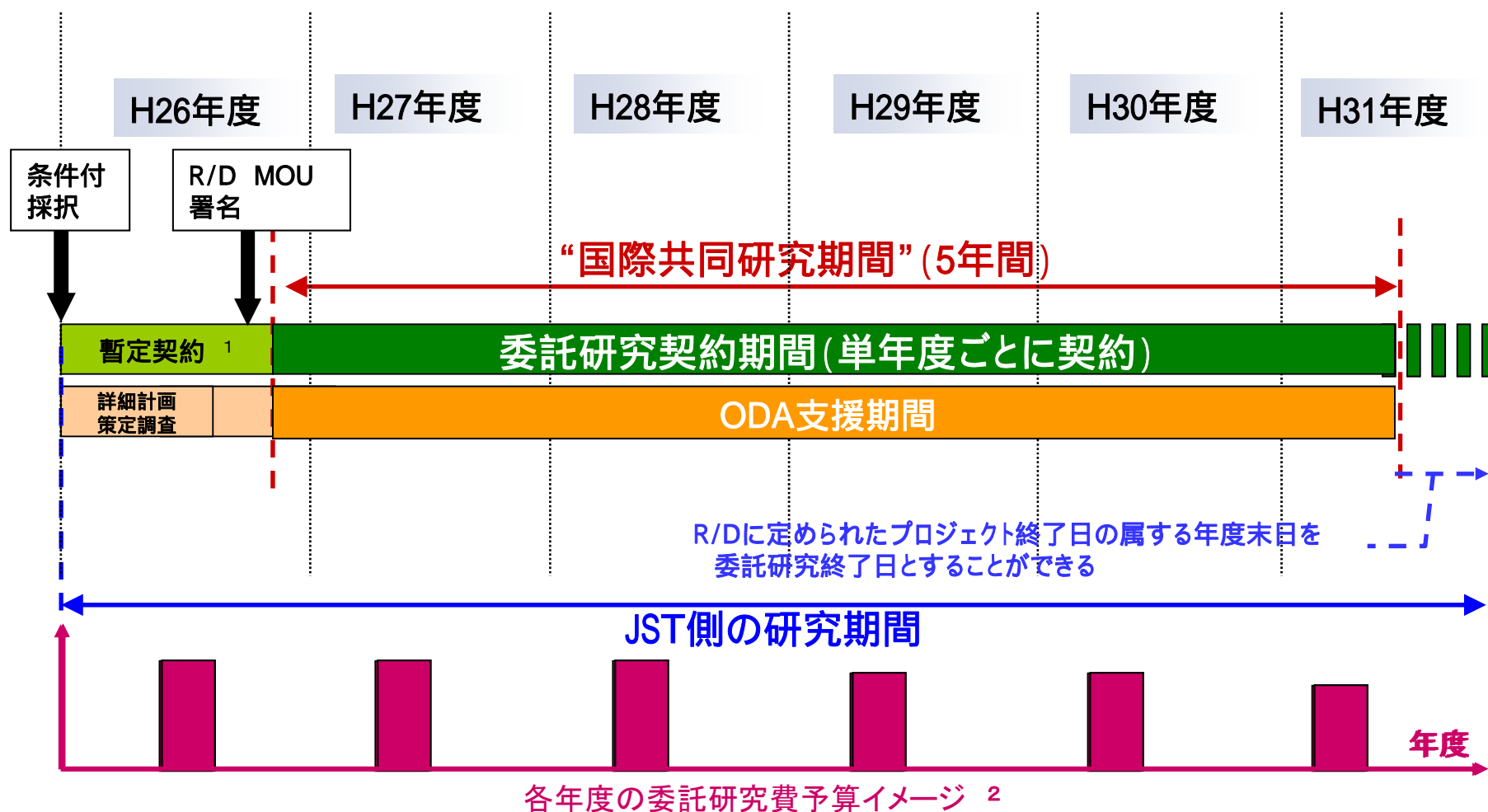
## 研究期間： 3～5年間

本プログラムにおける研究期間（国際共同研究期間）は、相手国研究実施機関等とJICAとの討議結果に基づく討議議事録R/D [Record of Discussions]により最終的に決定されます。つまり、R/Dに記載された期間が国際共同研究期間となります。

相手国の状況等によってはR/Dの署名に時間を要することがあります。その場合R/D署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D署名前であっても、日本側での研究準備の目的に限って、JSTからの委託研究費を研究代表者所属機関において暫定的に執行していただくことが可能です。\*

\*ただし、最終的にR/Dの署名が不可能となる場合は、採択された研究課題そのものの実施ができないこととなり、JSTからの委託研究費もその時点で執行できなくなることをご承知おきください。

# 研究期間と予算の考え方



- 1 R/D署名までの間、JSTと暫定委託研究契約を締結することにより、国際共同研究の準備のための費用に限ってJST委託研究費を執行していただくことができます(原則、研究代表者所属機関への委託となります)。
- 2 JSTからの委託研究費は上図で示す期間において執行可能ですが、予算については、条件付採択時に定められたJST委託研究費総額の範囲内で対応いただく必要があります(上記棒グラフの予算合計 = 条件付採択時のJST委託研究費総額)。なお、JST委託研究費総額および年度別の研究費は、詳細計画策定調査、研究の進捗状況、中間評価結果、JSTの財政状況等によって変更となる可能性があります。

# 研究経費

**JST経費：年間36百万円【間接経費を含む】程度  
(5年計画であれば1.8億円程度)**

経費	JST	JICA
A: 日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●(注1)	
B:相手国内での研究費 (研究活動経費・現地調達機材費等)	▲(注2)	●(注3)
B:相手国側研究者の日本への招へいにかかる旅費		●
C:日本側研究者の日本と相手国間の移動にかかる旅費		●

(注1) 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

(注2) 相手国においてJICAが負担できない研究費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限る。

(注3) 相手国内での研究費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含む。(JICAの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります。

なお、企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費の執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめJST/JICAに確認をしてください。

# 公募・選考スケジュール

予定  
(変更の  
可能性が  
あります)

募集開始	平成25年9月10日(火)
受付締切	平成25年10月25日(金)正午【厳守】
書類選考期間	平成25年11月初旬～平成26年2月上旬
書類選考結果の通知	平成26年2月下旬
面接選考期間	平成26年2月下旬～3月中旬
決定・通知	条件付採択決定・通知※
	平成26年3月下旬(予算成立)以降
国際共同研究開始	平成26年4月以降でR/D署名後

条件付採択決定とほぼ同時期に、相手国政府へのJICA技術協力プロジェクトとしての採択通知が外務省より発出されます。その後、JICAと相手国研究機関等との間でR/Dの署名が成立した研究課題から正式に採択決定となり、国際共同研究が開始されます。なお、JST及びJICAによる条件付採択結果の公表については、原則として研究代表者への条件付採択通知以降、然るべき時期に行います。



# 応募者（研究代表者）の要件

- ・ 研究代表者自らが国内の研究機関\*に所属して、当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できること。研究代表者自身が提案書を作成してください。

\*「国内の研究機関」とは、大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等を指します。

# 採択(条件付含む)された研究代表者等の責務等(1)

条件付採択となった時点から研究代表者には以下の責務が生じます。

## (1) 研究の推進及び管理

- ・ 本プログラム実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負っていただきます。研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であること。本プログラムでは、国内の他の研究機関(企業等を含む)に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内で研究チームを編成した上で、相手国研究機関との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。
- ・ JICAの技術協力プロジェクトの総括責任者として、日本側の投入(専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等)の計画立案や実施にかかるカウンターパート等との調整及び統括、JST/JICAに対する定期的な活動報告、JST/JICAが合同で実施する評価調査等への対応、定期的な相手国への渡航とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- ・ 条件付採択後に行われる国内におけるJST/JICAとの打ち合わせ(3~5回程度)、及び現地における詳細計画策定調査(平成26年7月~10月にかけて10~14日間程度を想定)等へ参加していただきます。

## 採択(条件付含む)された研究代表者等の責務等(2)

条件付採択となった時点から研究代表者には以下の責務が生じます。

### (1) 研究の推進及び管理(続き1)

- 研究や日本側による相手国側への投入計画(専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等)の立案とその実施に関することをはじめ、国内で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。その際、人材派遣の計画の立案・実施に当たっては、相手国との十分なコミュニケーションが確保されることや若手研究者の活躍の場が確保されることへの配慮が特に求められます。また、相手国で開催される合同調整委員会(JCC: Joint Coordinating Committee)に出席し、研究の進捗報告、運営管理に関する協議を行っていただきます。
- JST/JICAに対する所要の報告書等の提出や、JST/JICAが実施する評価への協力に対応していただきます。また随時、JST/JICAが求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- 大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携や意思疎通・共有を行う役割を担っていただきます。
- 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。

## 採択(条件付含む)された研究代表者等の責務等(3)

条件付採択となった時点から研究代表者には以下の責務が生じます。

### (1) 研究の推進及び管理(続き2)

- ・ 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等、学会その他で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。
- ・ 国際共同研究であることを踏まえ、相手国研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- ・ JST/JICAが国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加する場合は、研究成果を発表していただきます。

## 採択(条件付含む)された研究代表者等の責務等 (4)

### (2)「国民との科学・技術対話」について

「『国民との科学・技術対話』の推進について(基本的取組方針)」(平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員)では「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。本公募に採択され、1件あたり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

## 採択(条件付含む)された研究代表者等の責務等(5)

### (3) 研究契約等の遵守

JSTと研究機関との間の研究契約及びJSTの諸規定等、JICAとの取極め及び事業契約、相手国研究機関等とJICAが締結するR/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(MOU等)の内容を遵守していただきます。

### (4) 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JSTが実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をJSTに提出していただきます。

a. 公募要領等の要件を遵守する。

b. JSTの研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。

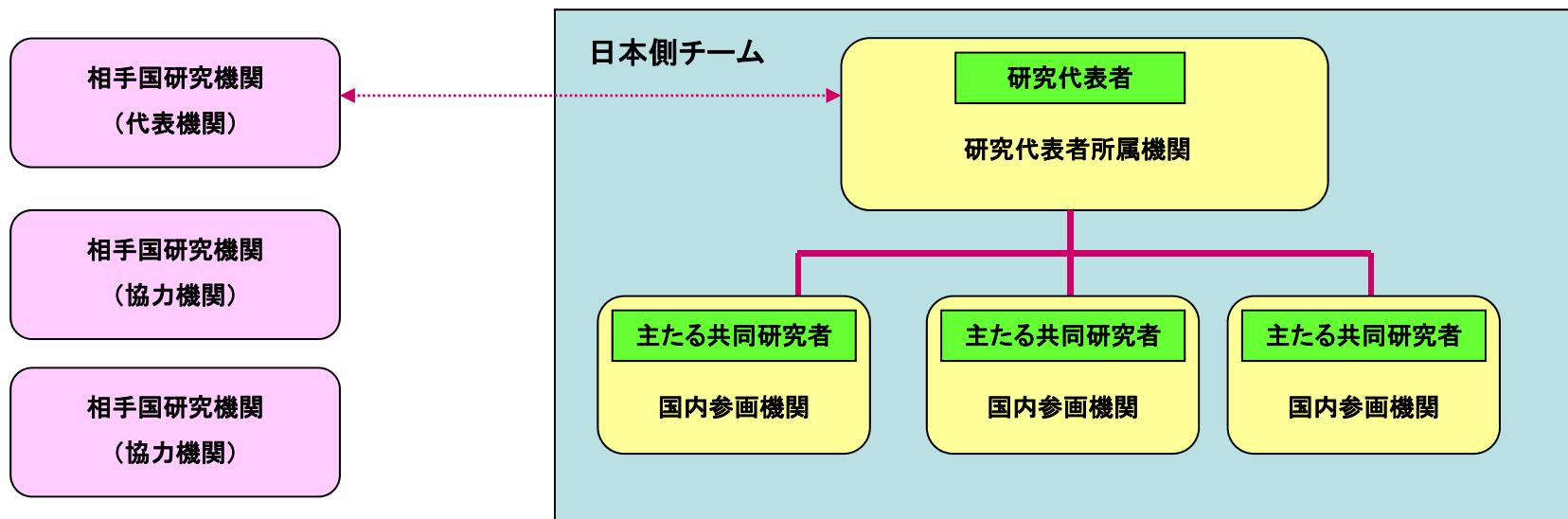
c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修義務について周知することを約束する。

### (5) 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出及び研究倫理教材の履修義務化は、平成25年度以降に採択される研究課題に適用されます。

# 研究チームの要件



- 国内の研究機関は、大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等を想定しています。
- 相手国研究機関は公共性のある活動を行っている大学・研究機関を想定しています。
- 第三国に所在する研究機関に所属する研究者の参加は原則不可です。

# 選考の観点（1）

- ・ **【ODA方針への合致】**相手国にニーズがあり、かつ相手国に対する日本のODAの方針にも沿っていること。
- ・ **【科学技術的価値】**地球規模課題解決のための新たな知見や技術の開発及び科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得につながる研究課題であること。
- ・ **【社会実装の道筋】**将来的な社会実装の構想(内容、時期、手段と実現の目途)があること。研究協力期間中に必ずしも達成されなければならないものではないが、研究計画において想定される研究成果を将来的に社会還元へ結び付けるための道筋(相手国側の活動の道筋や、他地域や市場への普及の道筋)がはっきりしていること。
- ・ **【日本のメリット】**日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、日本の若手研究者の育成、日本の科学技術の相手国及び世界への効果かつプレゼンス向上が見込まれること。



## 選考の観点（2）

- ・ **【両国の実施体制】**相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しており、日本側および相手国での研究の代表者が明確で、日本側及び相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っていること。また、日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあること。
- ・ **【研究計画の妥当性】**相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）があること。
- ・ **【研究代表者の資質】**研究代表者がJICAの技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い意志と熱意を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できること。

# 留意事項(1)

- 課題(プロジェクト)の選考に当たっては、研究水準の高さとともに、研究計画が総花的でなく、かつ具体性が高い課題であって、研究成果の社会還元の時期、方法を含めた道筋が明確である課題が高く評価されます。
- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期の段階から参画する事により、成果の社会実装への道筋がより確かなものとなります。この観点から、成果の担い手として企業等との連携(産学官連携)をした提案を歓迎します。産学官連携による研究提案を行う場合については、研究代表機関が様式2の2.、参加企業が様式9へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください。(研究代表機関が民間企業の場合は、様式9も作成・提出ください。)

本プログラムにおいて、“産”として参加する機関としては、日本国内に法人格を有する企業等を指します。

## 留意事項(2)

- ・ ODA連携であることから、相手国に対する日本のODAの方針や相手国の開発政策等に沿っていることが期待されます。
- ・ プロジェクト実施期間中に相手国研究機関が民間セクターや関連行政機関との連携関係を構築し、協力終了後も研究開発を持続し社会実装を目指す体制や能力を強化することが期待される、もしくは、社会還元のためにBOP(Base of Pyramid)ビジネスや日本の中小企業海外展開など民間企業の活動やNGOやボランティアなど草の根の開発活動と連携することが期待されます。
- ・ 外交政策及び科学技術政策の観点から、共同研究相手国の適切なバランス(過度の集中が生じないことも含む)が求められる等、外交政策及び科学技術政策を考慮して評価することがあります。
- ・ 地域ごとの特性を生かした研究の戦略として、過去に日本のODA等で整備された当該地域の優れた研究拠点(研究機関、大学等)の活用が期待されます。

## 留意事項(3)

- 地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、複数国を相手国とする共同研究の構想も歓迎します。複数国と国際共同研究を実施する研究提案において、受付締切までに全ての相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。また、研究開始に当たっては、全ての関係各国との間でR/Dへの署名を得る必要があります。

## 留意事項(4)

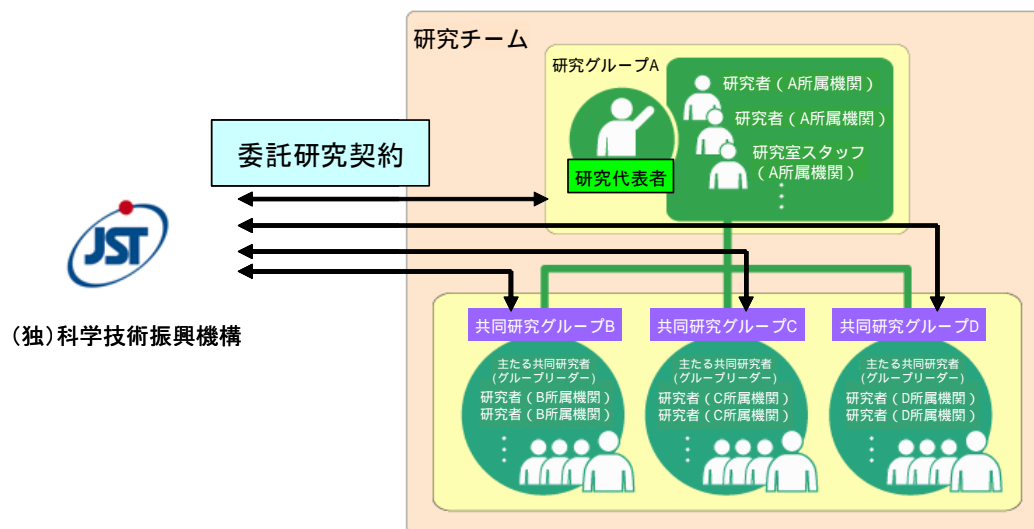
- 平成20年度から平成25年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に本質的な差異が認められるか」、又は、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います
- アフリカ地域については、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術・問題即応技術の開発・適用が重要であり、その観点を考慮します。

## 留意事項(5)

- ・ 若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究代表者が45歳未満の若手研究者」又は「(研究実施期間中に研究に従事する予定の)日本側研究チーム(様式3記載分)の半数以上が35歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。これらの基準に沿って研究体制の構築を図っている課題については、相対的に高く評価する場合があります。
- ・ 研究参加者の所属機関は、当該共同研究を担う上で必要な国際交流活動基盤を有しており、十分な支援と協力を行う意思を有していることも重要です。
- ・ 企業等が研究代表機関となり提案を行う場合には、一定の要件を満たす必要があります。

# 研究機関の責務

- JSTは研究代表者および、主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、原則として**委託研究契約**を締結します。



各所属機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づき、委託研究費の管理・監査体制を整備していただくことが求められます。

- JICAは研究代表者の所属機関と技術協力に関する**取極め**を交わします。
- 相手国研究機関と日本側の研究機関との間で、研究成果の取扱等に関する**合意文書 (MoU)**を取り交わします。

# 知的財産等の取扱いに関して

- ・ 研究代表者の所属する研究機関は、国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書(MOU)等を取り交わします。
- ・ 合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し等について定めていただきます。なおMOUは署名前の案の段階で、JSTから必要事項等の内容の了承を得てください。
- ・ R/Dの内容と平仄を合わせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/Dの署名をする時期に合わせるのが適切です。なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。



# その他注意事項(1)

- JSTでは、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を実施しています。



## 女性研究者支援の取組み

### 出産・子育て等支援制度

- ライフイベントが発生した際に、「男女共同参画促進費」を研究開発課題等に支給します。  
(対象: 研究員等)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
支援総額(百万円)	5	19	45	60	79	88	83	102
支援数(男性数)(人)	3	8(2)	18	22(2)	26(3)	27(3)	28(2)	31(2)

出産・子育て等支援制度支援実績(H25.8現在)

### ライフイベント(育児休業等)発生時の研究費の運用指針

- 研究担当者が育児休業や産前産後の休暇を取得する場合等は、事前にご相談ください。諸事情を勘案し、委託研究を一時中断し、その後再開するなどの措置ができる場合があります。  
(研究期間の延長はありません)

ご質問等は、男女共同参画担当 ([kyodo@jst.go.jp](mailto:kyodo@jst.go.jp))まで。  
<http://www.jst.go.jp/gender/index.html>

- 女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、  
この機会に応募してみましよう！

## その他注意事項(2)

### ・ 安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。日本では、外国為替及び外国貿易法(「外為法」)に基づき輸出規制が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

研究機材の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。

本邦の法律・制度、相手国の法律・制度国際ルールを十分に遵守してください。

経済産業省:安全保障貿易管理(全般)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

経済産業省:安全保障貿易ハンドブック(平成24年9月第7版)

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## その他注意事項(3)

- ・ 生命倫理安全の確保について  
ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。
- ・ 各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。  
文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ウェブサイト  
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>  
厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ウェブサイト  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>
- ・ さらに、本プログラムの実施に当たっては、ODAと連携して行うことをご理解頂き、治験等及び医療行為の扱いについては、JICA方針に沿った提案である必要がありますので、公募要領内の該当する説明(18ページなど)を応募に先立って十分にご確認下さい。

## その他注意事項(4)

- 人権利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

- 社会・倫理面等の配慮

研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められる研究については、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択(条件付採択を含む)の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、並びに事実の公表の措置等を取ることがあります。研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

## その他注意事項(5)

- 研究者の安全に対する責任について  
本プログラムの共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切 責任を負いません。
- 研究成果の軍事転用の禁止について  
本プログラムの共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。
- 関係法令・指針等について  
これらに違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

## その他注意事項(6)

- ・ 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第78号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成20年6月11日法律第63号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本プログラムへの応募に当たり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本プログラムにおける委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

## その他注意事項(7)

- ・ バイオサイエンスデータベースセンターへの協力について  
ライフサイエンス分野の本プログラム実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンターに提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとし、複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いします。

バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成23年4月にJSTに設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成18年度から平成22年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成13年度から実施されているJST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

## その他注意事項(8)

- オープンアクセスについて

JSTではオープンアクセスに関する方針を平成25年4月に発表しました。本プログラムで得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。

詳しくは以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

([http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy\\_openaccess.pdf](http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf))

- JST先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは<http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html>をご覧ください。



# 応募方法について

# 応募方法について(1)

平成26年度の研究提案は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により行っていただきます。

ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

研究者と所属研究機関による登録が必要です。

The screenshot shows the e-Rad website interface. At the top right, there are navigation links: ホーム, お問い合わせ先, サイトマップ, and English. The main header features the e-Rad logo and the text '府省共通研究開発管理システム'. Below the header, there are sections for '最新のお知らせ' (Latest News) and 'e-Radシステムからのお知らせ' (News from the e-Rad System). A red box highlights the 'e-Radへのログイン' (Login to e-Rad) button in the right-hand navigation menu. Another red box highlights the '研究者向けページ' (Page for Researchers) and '研究機関向けページ' (Page for Research Institutions) sections at the bottom of the page. The footer contains the copyright information: Copyright © Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology.

# 応募方法について(2)

## JSTの研究提案書類の様式一覧

様式 0	提案に当たっての調整状況の確認
様式 1	提案書
様式 2	研究課題構想
様式 3	日本側研究実施体制
様式 4	相手国研究機関実施体制
様式 5	研究費計画
様式 6	他制度での助成等の有無
様式 7	研究代表者及び研究代表機関事務担当者連絡先
様式 8	機関長からの承諾書
様式 9	企業等の構想

## 応募方法について(3)

- e-Radを利用しての応募方法については、本プログラム応募者用にマニュアルを用意していますので、公募用のウェブサイト<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>よりご参照下さい。
- 全領域を通じて、本公募で研究代表者として提案いただける研究課題は1件のみです。
- 領域ごとに、e-Radでの応募情報入力枠が異なります。審査にも関わりますので、応募先の領域を間違えないでください。
- 提案書様式1～9に記載し、1つのファイルにまとめて下さい。

## 【日本側の研究提案に関する問合せ先】

(独) 科学技術振興機構 (JST) 地球規模課題国際協力室

TEL: 03-5214-8085

E-mail: [global@jst.go.jp](mailto:global@jst.go.jp)

## 【ODAに関する問い合わせ先】

(独) 国際協力機構 (JICA) 国際科学技術協力室

TEL: 03-5226-8105

E-mail: [eigst@jica.go.jp](mailto:eigst@jica.go.jp)

# SATREPSのHP

http://www.jst.go.jp/global/

公募要領、e-Rad  
マニュアル、成果目  
標シートなどの本公  
募説明資料がダウ  
ンロードできます。  
また、今後の公募  
に関するお知らせの  
情報や面接選考の  
日程等も順次こちら  
に掲載します。

## ご参考

- 今回の公募にあたって、ウェブサイトを更新しております。各種マニュアル(e-Rad登録、成果目標シート作成 等)も公開しておりますので、ご参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

ご清聴  
ありがとうございました